

総合評価書

1. 政策評価の対象とした政策（法 10 条 1 項 1 号） 子供・若者育成支援の総合的推進（子ども・若者ビジョン）																							
2. 担当部局（法 10 条 1 項第 2 号） 政策統括官（共生社会政策担当）			3. 作成責任者 参事官（青少年企画担当） 石田 徹																				
4. 政策評価時期（法 10 条第 1 項第 2 号） 平成 28 年 2 月			5. 評価対象期間 平成 22 年度から平成 26 年度																				
6. 政策の概要 「子ども・若者育成支援推進法」（平成 21 年法律第 71 号）に基づく大綱（「子ども・若者ビジョン」）の総合的な推進を図る。																							
7. 達成すべき目標 <ul style="list-style-type: none"> ・すべての子ども・若者の健やかな成長を支援する ・困難を有する子ども・若者やその家族を支援する ・子ども・若者の健やかな成長を社会全体で支えるための環境を整備する 																							
8. 関連予算額・執行額の推移（単位 百万円） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 15%;">平成 22 年度</th> <th style="width: 15%;">平成 23 年度</th> <th style="width: 15%;">平成 24 年度</th> <th style="width: 15%;">平成 25 年度</th> <th style="width: 15%;">平成 26 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予算額</td> <td style="text-align: right;">2,731,085</td> <td style="text-align: right;">3,363,502</td> <td style="text-align: right;">3,228,457</td> <td style="text-align: right;">3,289,100</td> <td style="text-align: right;">3,613,492</td> </tr> <tr> <td>執行額</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: right;">1,716,809</td> <td style="text-align: right;">3,265,930</td> <td style="text-align: right;">3,180,134</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small; margin-top: 5px;">※平成 23 年度の執行額については予算の一部（子ども手当）について、執行段階で子供・若者施策関係予算と別の枠組みの予算と一体として執行されており、執行額が少なく記されている。</p>							平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	予算額	2,731,085	3,363,502	3,228,457	3,289,100	3,613,492	執行額	—	1,716,809	3,265,930	3,180,134	—
	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度																		
予算額	2,731,085	3,363,502	3,228,457	3,289,100	3,613,492																		
執行額	—	1,716,809	3,265,930	3,180,134	—																		
9. 評価の観点（法第 10 条 1 項第 3 項） 「子ども・若者ビジョン」に基づく施策の実施状況について、年次報告である白書及び子ども・若者育成支援推進本部長（内閣総理大臣）決定により設置された「子ども・若者育成支援推進点検・評価会議」（有識者会議）において大綱の見直しに向けて取りまとめられた「子ども・若者育成支援推進大綱（「子ども・若者ビジョン」）の総点検報告書」（平成 26 年 7 月）（別添）を基に、主な政策について評価する。																							
10. 政策効果の把握の手法及びその結果（法第 10 条 1 項 4 号） <p style="margin-left: 20px;">（1）政策効果の把握の手法</p> <p style="margin-left: 40px;">「子ども・若者ビジョン」に掲げた各種施策の進捗状況について、年次報告である白書を参考にしつつ、上記総点検報告書を基に、主な政策について評価する。</p> <p style="margin-left: 20px;">（2）分野別評価</p>																							
分野 1：すべての子ども・若者の健やかな成長を支援する																							

① 目標・目的

大綱では、子供・若者の最善の利益が考慮されることが確実に保障されることを目指すこと、子供・若者が自尊感情や自己肯定感を育み自立した個人としての自己を確立することができるよう健やかな成長・発達を支援することが掲げられている。また、子供・若者を育成の対象としてとらえるのではなく、社会を構成する重要な主体として尊重し、子供・若者自身のネットワークを図ることや社会形成への参画支援を行うことが掲げられている。

② 分野別予算額・執行額推移

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
予算額	1,703,504	2,331,126	2,142,809	2,105,406	2,071,388
執行額	—	693,090	2,225,736	2,059,811	—

※平成 23 年度の執行額については予算の一部（子ども手当）について、執行段階で子供・若者施策関係予算と別の枠組みの予算と一体として執行されているため少なく記されている。

③ 具体的施策

○青少年意見募集事業

平成 22 年度：7,899 千円 平成 23 年度：6,255 千円

平成 24 年度：5,590 千円 平成 25 年度：5,487 千円

平成 26 年度：5,902 千円

④ 政策効果の発現状況

○子供・若者育成支援施策に関する各省の取組等について、年度毎に募集し決定した当事者である子供・若者（中学生から 29 歳まで）約 250 名にインターネットを通じて意見を募集しており、いただいた意見は関係省庁等の施策の企画・立案の参考としている。子供・若者からは、毎回約 6 割程度の回答をいただいております。また、関係省庁においては、例えば、平成 25 年 8 月から 9 月にかけて行われた食品ロス削減に向けた取組についての意見募集結果をその後の消費者庁での学識経験者や消費者団体などからなる「食品ロス削減に関する意見交換会」において参考資料として活用されるなど、当事者の声を聞き、施策に反映することのできる機会として活用されている。結果は関係省庁に共有するとともに、ホームページにて公表している。

（参考）青少年意見募集事業HP：<http://www.youth-cao.go.jp/index.html>

⑤ 政策に対する評価

○意見募集事業は、平成 25 年度の試験実施を経て、平成 26 年度より、子供・若者と省庁の施策担当者が対面して意見交換を行う、ユース・ラウンド・テーブル

という形式も取り入れた。27年に実施した意見募集事業では、新たな大綱策定にあたり、青少年に意見を問い、例えば、国際的な場でコミュニケーションができるマインドや基礎的教養を早期から身に付けていくことが重要という意見から、グローバル化が進行する社会に必要とされるチャレンジ精神、英語等の語学力、コミュニケーション能力、日本人としてのアイデンティティ等を培う教育を推進する旨を基本的な方針として反映するなど、当事者の意見を踏まえた（例えばどんな意見を踏まえたのか。具体的に記載してください。）ものとすることができた。また、ユース・ラウンド・テーブルについては、子供・若者と施策担当者が直接意見交換をする機会はあまりないため、意見を表明する子供・若者、施策担当者の双方にとって貴重な場と評価している。引き続き、事業を実施していくことが適当と考える。

分野2：困難を有する子ども・若者やその家族を支援する

⑥ 目標・目的

大綱では、子供・若者が持つ能力や可能性、抱えている困難の程度は一人一人異なり、また、様々な分野にわたる支援を組み合わせることが必要な場合などもあることから、社会全体で分野・主体の壁を超えて互いに連携・協力し、子供・若者一人一人の置かれた状況、発達段階、性別などに応じて抱えている課題が異なることにも配慮しつつ、きめ細やかな支援を行っていく必要があるなどとされている。

⑦ 分野別予算額・執行額推移

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
予算額	312,813	343,729	347,995	352,199	365,046
執行額	—	331,055	335,058	358,653	—

※関連予算（他省庁予算含む）を記載

⑧ 具体的施策

○子ども・若者支援地域協議会の設置促進

平成 22 年度：136,422 千円 平成 23 年度：126,687 千円
 平成 24 年度：117,311 千円 平成 25 年度：105,241 千円
 平成 26 年度：90,578 千円

⑨ 政策効果の発現状況

○平成 22 年 4 月に施行された子ども・若者育成支援推進法（平成 21 年法律第 71 号）において、地域において社会生活を営む上で困難を有する子供・若者に対し、様々な機関がネットワークを形成し、それぞれの専門性を生かした発達段階に応じた支援を行う核となるべき「子ども・若者支援地域協議会」を設置するよう努

めるとされた。本協議会の設置を促進すべく内閣府では、研修会を実施し、学識者による講演や先進的な取組事例を共有するなど設置に向けた後押しをしてきた結果、平成 28 年 1 月時点で 30 都道府県、13 政令指定都市、市町村レベルでは 44 市区町村まで進捗した。本協議会が設置された地域においては、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用等様々な分野の関係機関間の連携が円滑に行われるようになり、例えば、関係機関間で統一したフォーマットを基に相談者の情報を共有することで、複合的な困難を有する子供・若者をどの相談機関につないでも適切な支援が可能になるなどの効果が見られている。

⑩ 政策に対する評価

○社会生活を営む上での困難を有する子供・若者の問題は複雑・深刻な状況にあり、これらの問題に対応するには単一の機関だけでは困難であることから、様々な機関がネットワークを形成し、それぞれの専門性を生かした支援を行うことが有効である。しかし、様々な分野の支援機関が連携する協議会の担当部署が決まらないことや、地域に適当な専門機関がないこと、既に支援を実施している専門機関との役割分担などの調整が難しいことを理由とする地方公共団体が多いという課題があった。しかしながら、協議会が設置された地方公共団体においては、その構成機関の数は地方公共団体によって異なるが、様々な分野の機関によるネットワークが形成されることで、これらの機関が相互に連携し、困難を有する子供・若者に対する支援を推進することにより、上記⑨のような効果が生じている。このため、引き続き、研修会を通して、既設置地方公共団体における設置までの経過や設置後の成果に関する情報共有を行うなどして、地方公共団体への設置を促進する。

分野 3：子ども・若者の健やかな成長を社会全体で支えるための環境を整備する

⑪ 目標・目的

大綱では、特に地域におけるつながりの弱体化が指摘されていることから、家族や地域の機能を補完する多様な活動を支援すること、また、官民の取組が行政分野ごとに縦割りとならないようネットワークの総合性を確保することが掲げられている。また、子供・若者の問題は、それを取り巻く大人を含む社会全体の問題であり、このことを踏まえ、大人自らがその責任を自覚して子供・若者のモデルとなるよう努めるとともに、社会の改善に取り組むことができるよう、社会の在り方を見直す取組を進めていくとされている。

⑫ 分野別予算額・執行額推移

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
予算額	714,728	688,612	737,610	830,302	1,175,852

執行額	—	692,649	705,116	760,492	—
-----	---	---------	---------	---------	---

※関連予算（他省庁予算含む）を記載

⑬ 具体的施策

(1) 青少年相談機関に関するブロック連絡会議

平成 22 年度：3,516 千円 平成 23 年度：3,313 千円

平成 24 年度：3,006 千円 平成 25 年度：6,087 千円

平成 26 年度：6,324 千円

(2) 子ども・若者育成支援強調月間、社会貢献青少年表彰

平成 22 年度：3,161 千円 平成 23 年度：7,882 千円

平成 24 年度：7,123 千円 平成 24 年度：6,318 千円

平成 26 年度：6,694 千円

⑭ 政策効果の発現状況

(1) 子供・若者の健やかな成長を社会全体で支えるための環境を整備するため、全国 6 ブロックで各育成支援・相談機関の担当者、警察、学校教育関係者、青少年に関する育成支援を行う民間等の参加による関係機関の連携体制の強化、相談機関の充実並びに情報交換等を行うために開催している。各ブロックとも 6 分科会開催しており、各ブロック 100～150 名程度が参加している。単に講演を聴くだけでなく、事例検討を小グループで行うなど、参加者が積極的に意見交換できるように工夫して行っている。定員を超える申し込みがあった会議もあり、また、開催後のアンケートでも、参加者の約 8 割から有意義であったという意見をいただいております、ニーズの高さがうかがえた。

(2) 内閣府では、子供・若者育成支援の重要性について国民の理解を一層深め、家庭、学校、地域が連携協力して子供や若者の育成支援に取り組む気運を高めるため、毎年 11 月を「子供・若者育成支援強調月間」と定め、関係府省、地方公共団体、関係団体において、各種行事や広報啓発活動が行われた。また、強調月間に合わせて表彰事業を行っており、社会貢献活動において顕著な功績があった青少年を表彰する「社会貢献青少年表彰」では、例年 15 件程度の団体・個人が表彰を受賞している。表彰を受けた団体はその後にも精力的に活動を続けており、例えば、受賞した大学サークル所属の学生が県の協議会委員に就任し、一大学のサークルの枠を超えた公的活動に貢献した事例、地元の福祉施設へ車椅子を修理、寄贈していた団体が、海外の施設にも同様の事業を展開した結果、高円宮記念日韓交流基金「高円宮賞」を受賞するなど、国際的にも評価された事例がみられ、青少年の活動の後押しになっている。

⑮ 政策に対する評価

- (1) 地域において、子供若者育成支援に取り組む地方公共団体、学校、企業、NPO等の民間団体、学識経験者等、様々な主体が先進的な活動について情報共有する機会を持つことにより相互の連携を促進することは重要であり、引き続き全国的な取組内容の向上を図るため実施すべきものと評価する。
- (2) 子供・若者育成支援は、家庭や学校、企業、地域など社会全般に深く関係するため、国民的な理解と広がりを持ったものとなるよう、強調月間中は、各省庁、地方公共団体においてイベントや街頭啓発などを展開しており、国民運動を引き続き実施していく必要がある。また、表彰事業については、団体等の活動を一層活性化させる要素となるなどの効果もみられる。新たな大綱においては、表彰事業を強化、刷新すべきものと評価する。

1 1. 政策評価の結果（法第 10 条第 1 項第 7 号）

上記までの評価を踏まえ、新たな大綱において、子供・若者育成支援施策の実施状況について、子供・若者の意見を聴きながら点検・評価を行う旨の記載を盛り込んでおり、引き続き、青少年意見募集事業に取り組むこととする。

子ども・若者支援地域協議会の設置促進については、子供が生まれてから大人になるまでのライフサイクルを見通し、国及び地方公共団体の機関はもとより、家庭、学校、地域が一体となって、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子供・若者の支援を重層的に行うため、引き続き、地方公共団体における協議会の設置を促進するとともに、関係機関等がネットワークによる支援の意義を理解し、連携して支援を行うことができるよう、協議会に参画することを推進することとした。

青少年相談機関に関するブロック連絡会議については、地域において様々な主体による先進的な活動について情報共有する機会を設けることを通じて、各主体の相互の連携を促進するとともに、全国的な取組内容の向上を図ることとした。また、強調月間についても引き続き国民の理解・協力を促進すべく設定することとし、社会貢献に対する応援では、地域における子供・若者の社会貢献活動等に対する評価や社会的認知度を一層高めるため、内閣総理大臣表彰を創設した。

1 2. 学識経験を有する者の知見の活用（法第 10 条第 1 項第 5 号）

有識者会議である子ども・若者育成支援推進点検・評価会議において、12 回にわたり点検・評価を実施した。

※第 1 回（平成 22 年 7 月 26 日）～第 12 回（平成 26 年 7 月 4 日）

1 3. 評価を行う過程において使用した資料その他の情報（法第 10 条第 1 項第 6 号）

- ・子ども・若者育成支援推進法（平成 21 年法律第 71 号）
- ・子ども・若者ビジョン（平成 22 年 7 月子ども・若者育成支援推進本部決定）
- ・子ども・若者育成支援推進大綱（「子ども・若者ビジョン」）の総点検報告書（平成 26

年7月子ども・若者育成支援推進点検・評価会議決定)
・子供・若者白書

注)「法」とは行政機関が行う政策評価に関する法律(平成13年法律第68号)をいう。

「ガイドライン」とは政策評価の実施に関するガイドライン(平成17年12月16日政策評価各府省連絡会議了承)をいう。